

未就園児一時預かり事業のご案内

- ☺ 未就園児一時預かり事業とは、日常生活上の突発的な事情により家庭での保育が一時的に困難になった場合や育児による心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合などに、お子さんを一時的に預かり保育する事業です。
- ☺ 事業の利用を希望される方は、子育て支援課にて利用申込手続きを行った上で、事前に利用される施設へご連絡ください。

施設名	電話番号	施設名	電話番号
たじりこども園	35-6231	わかばこども園	34-2126
ながせこども園	35-5501	太養保育園	32-2127
はわいこども園	35-4111	まつざきこども園	32-0510
あさひこども園	34-2136	とうごうこども園	32-1800

- ☺ 利用できる児童
 - 湯梨浜町内に住所を有し、保育所・認定こども園等に通っていない児童
 - 里帰り出産等で一時的に町内に滞在する児童
 ※いずれの場合も対象は生後57日目～小学校就学前の児童
- ☺ 利用料は月ごとに集計し、利用月の翌月に納付書を送付しますので、期限までに各金融機関窓口または湯梨浜町役場出納室（または東郷・泊各支所）でお支払いください。

利用料

区 分	1日	半日
3歳未満児	2,000円	1,000円
3歳以上児	1,000円	500円



※1日：給食の提供がある場合または預かり時間が4時間を超える場合
 半日：預かり時間が連続する4時間以下の場合

- ※①年齢は、利用年度の4月1日現在の満年齢によります。
- ②実施時間は7：30～18：30です。原則として、週3日の利用を限度とします。
- ③保育園、こども園の行事等の都合で、利用をお断りする場合や、他の施設での利用をお願いする場合があります。
- ④生活保護世帯・住民税非課税世帯・災害その他特別の事情により生計が困窮されている世帯の方は減免制度があります。詳しくは、お問い合わせください。
- ⑤保育の必要性が認められた場合、利用料無償化の対象になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先：湯梨浜町役場子育て支援課 ☎0858-35-5325